

号外第4 (令和7年2月25日発行)	発行日 5日、15日、25日
<h1>横浜市報</h1>	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区本町6丁目50番地の10

目 次

頁

[条例]

△ 横浜市乳児等通園支援事業の設備、運営等の基準に関する条例【こども青少年局保育・教育支援課】	3
△ 横浜市一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例【こども青少年局こどもの権利擁護課】	13
△ 横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例等の一部を改正する条例【総務局労務課】	24
△ 特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例【市民局市民協働推進課】	27
△ 地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例の一部を改正する条例【市民局市民協働推進課】	28
△ 横浜市企業立地等促進特定地域等における支援措置に関する条例の一部を改正する条例【経済局企業投資促進課】	29
△ 横浜市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例【こども青少年局企画調整課】	30
△ 横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例【こども青少年局保育・教育運営課】	31
△ 横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例【こども青少年局障害児福祉保健課】	32
△ 横浜市墓地及び納骨堂に関する条例の一部を改正する条例【健康福祉局環境施設課】	34
△ 横浜市福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例【建築局建築企画課】	37
△ 横浜市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例【健康福祉局地域支援課】	38
△ 横浜市総合保健医療センター条例の一部を改正する条例【健康福祉局健康推進課】	39
△ 横浜市生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例【健康福祉局生活支援課】	40
△ 横浜市中心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例【健康福祉局障害自立支援課】	43
△ 横浜市改良住宅条例の一部を改正する条例【建築局市営住宅課】	45
△ 横浜市立学校条例の一部を改正する条例【教育委員会事務局学校計画課】	46
△ 横浜市会個人情報情報の保護に関する条例の一部を改正する条例【議会局総務課】	47

条 例

次に掲げる条例をここに公布する。

令和7年2月25日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 横浜市乳児等通園支援事業の設備、運営等の基準に関する条例
- 2 横浜市一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例
- 3 横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例等の一部を改正する条例
- 4 特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例
- 5 地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例の一部を改正する条例
- 6 横浜市企業立地等促進特定地域等における支援措置に関する条例の一部を改正する条例
- 7 横浜市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例
- 8 横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
- 9 横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例
- 10 横浜市墓地及び納骨堂に関する条例の一部を改正する条例
- 11 横浜市福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例
- 12 横浜市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例
- 13 横浜市総合保健医療センター条例の一部を改正する条例
- 14 横浜市生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例
- 15 横浜市心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例
- 16 横浜市改良住宅条例の一部を改正する条例
- 17 横浜市立学校条例の一部を改正する条例
- 18 横浜市会個人情報情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

横 浜 市 条 例 第 1 号

横 浜 市 乳 児 等 通 園 支 援 事 業 の 設 備 、 運 営 等 の 基 準 に 関 す
る 条 例

目 次

第 1 章 総 則 (第 1 条 — 第 19 条)

第 2 章 乳 児 等 通 園 支 援 事 業

第 1 節 通 則 (第 20 条)

第 2 節 一 般 型 乳 児 等 通 園 支 援 事 業 (第 21 条 — 第 24 条)

第 3 節 余 裕 活 用 型 乳 児 等 通 園 支 援 事 業 (第 25 条 ・ 第 26 条)

第 3 章 雑 則 (第 27 条 ・ 第 28 条)

附 則

第 1 章 総 則

(趣 旨)

第 1 条 この 条 例 は、 児 童 福 祉 法 (昭 和 22 年 法 律 第 164 号。 以 下 「 法 」 と い う。) 第 34 条 の 16 第 1 項 の 規 定 に 基 づ く 乳 児 等 通 園 支 援 事 業 の 設 備 及 び 運 営 に 関 す る 基 準 (第 3 条 及 び 第 4 条 に お い て 「 最 低 基 準 」 と い う。) そ の 他 の 法 第 34 条 の 15 第 2 項 の 規 定 に よ る 認 可 の 基 準 を 定 め る も の と す る。

(定 義)

第 2 条 この 条 例 に お け る 用 語 の 意 義 は、 法 の 例 に よ る。

(最 低 基 準 の 目 的)

第 3 条 最 低 基 準 は、 乳 児 等 通 園 支 援 事 業 を 利 用 し て い る 乳 児 又 は 幼 児 (以 下 「 利 用 乳 幼 児 」 と い う。) が、 明 る く 衛 生 的 な 環 境 に お い て、 素 養 が あ り、 か つ、 適 切 な 訓 練 を 受 け た 職 員 (乳 児 等 通 園 支 援 事 業 を 行 う 事 業 所 (以 下 「 乳 児 等 通 園 支 援 事 業 所 」 と い う。) の 管 理 者 を 含 む。 以 下 同 じ。) が 乳 児 等 通 園 支 援 (乳 児 等 通 園 支 援 事 業 と し て 行 う 法 第 6 条 の 3 第 23 項 に 規 定 す る 乳 児 又 は 幼 児 へ の 遊 び 及 び 生 活 の 場 の 提 供 並 び に そ の 保 護 者 と の 面 談 及 び 当 該 保 護 者 に 対 す る 援 助 を い う。 以 下 同 じ。) を 提 供 す る こ と に よ り、 心 身 と も に 健 や か に 育 成 さ れ る こ と を 目 的 と す る。

(最 低 基 準 の 向 上)

第 4 条 市 長 は、 最 低 基 準 を 常 に 向 上 さ せ る よ う 努 め る と と も に、 横 浜 市 児 童 福 祉 審 議 会 条 例 (平 成 12 年 2 月 横 浜 市 条 例 第 5 号) 第 1 条 第 2 項 の 横 浜 市 児 童 福 祉 審 議 会 の 意 見 を 聴 き、 そ の 監 督 に 属 す る 乳 児 等 通 園 支 援 事 業 を 行 う 者 (以 下 「 乳 児 等 通 園 支 援 事 業 者 」 と い う。) に 対 し、 最 低 基 準 を 超 え て、 そ の 設 備 及 び 運 営 を 向 上 さ せ る よ う 勧 告 す る こ と が で き る。

2 乳 児 等 通 園 支 援 事 業 者 は、 最 低 基 準 を 超 え て、 常 に そ の 設 備 及 び 運 営 を 向 上 さ せ な け れ ば な ら ない。

3 最 低 基 準 を 超 え て、 設 備 を 有 し、 又 は 運 営 を し て い る 乳 児 等 通

園支援事業者においては、最低基準を理由としてその設備又は運営を低下させてはならない。

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

第5条 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

2 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気その他の利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、当該乳児等通園支援事業者が行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

5 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

6 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受け、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(非常災害の対策)

第6条 乳児等通園支援事業者は、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、これを踏まえた不断の注意及び訓練(次項の訓練を除く。)をすよう努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回避難及び消火に対する訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第7条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保

- 護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じてその変更を行うものとする。
(自動車を運行する場合の所在の確認)
- 第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。
- 2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1列後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に規定する所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。
(職員の一般的要件)
- 第9条 乳児等通園支援事業者は、横浜市暴力団排除条例(平成23年12月横浜市条例第51号)第2条第2号の暴力団、同条第4号の暴力団員等、同条第5号の暴力団経営支配法人等又は同条例第7条の暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であってはならない。
- 2 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性及び倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実務について訓練を受けたものでなければならない。
(職員の知識及び技能の向上等)
- 第10条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研鑽^{さん}に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。
- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。
(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)
- 第11条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等と併せて設置されるときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限る、必要に応じて当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を当該社会福祉施設等の設備及び職員と兼ねさせることができる

。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第12条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的な取扱いをしてはならない。

(虐待等の防止)

第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第14条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症及び食中毒が発生し、及びまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、その管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第15条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合(乳児等通園支援事業所外で調理し、搬入する方法により行う場合を含む。)においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

。

(運営規程)

第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) 提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項

- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害の対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項
(帳簿)

第17条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第18条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第19条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市町村(特別区を含む。)からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則

(乳児等通園支援事業の区分)

第20条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

2 この章において「一般型乳児等通園支援事業」とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるもの以外のものをいう。

3 この章において「余裕活用型乳児等通園支援事業」とは、保育所、認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。第22条第3項第1号及び第25条第2号において同じ。)又は家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。同条第4号において同じ。)を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数(以下この項において「利用児童数」という。)がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳児又は

幼児（次条第7号カ及び第22条第3項第2号において「乳幼児」という。）を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第2節 一般型乳児等通園支援事業

（設備の基準）

第21条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上とすること。
- (3) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (4) 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (5) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上とすること。
- (6) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物はア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次に掲げる要件に該当するものとする。
 - ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2の耐火建築物又は同条第9号の3の準耐火建築物であること。
 - イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2の準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
		1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定

3階	常用	する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号の耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段。ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。 2 建築基準法第2条第7号の耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と当該調理設備の部分が建築基準法第2条第7号の耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項の特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する

部分の仕上げを不燃材料にしていること。
 カ 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、
 乳 幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。
 キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報
 する設備が設けられていること。
 ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で
 可燃性のものについて防火処理が施されていること。

(職員)

第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士（国家戦略特別
 区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項の国家戦略特別
 区域限定保育士を含む。以下この条において同じ。）その他乳
 児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定
 する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した
 者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を
 置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以
 上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以
 上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児
 等通園支援事業所1につき2人を下ることはできない。

3 乳児等通園支援従事者は、専ら一般型乳児等通園支援事業に従
 事する者でなければならぬ。ただし、次のいずれかに該当する
 場合は、専ら一般型乳児等通園支援事業に従事する者の数を1人
 とすることができる。

(1) 一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園
 その他の施設又は事業（以下この号及び次号において「保育所
 等」という。）を一体的に運営している場合であって、当該一
 般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員
 （保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支
 援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援
 事業に従事する者が保育士であるとき。

(2) 一般型乳児等通園支援事業を利用してしている乳幼児の人数が3
 人以下である場合であって、保育所等を利用してしている乳幼児の
 保育が現に行われている保育室等において当該一般型乳児等通
 園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業
 を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けるこ
 とができるとき。

(乳児等通園支援の内容)

第23条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児
 童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63
 号）第35条の内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援

事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

(保護者との連絡)

第24条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等について当該保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

(設備及び職員の基準)

第25条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に掲げる条例の定めるところによる。

(1) 保育所 横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年12月横浜市条例第60号)(保育所に係るものに限る。)

(2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 横浜市認定こども園の要件を定める条例(平成27年2月横浜市条例第2号)

(3) 幼保連携型認定こども園 横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例(平成26年9月横浜市条例第46号)

(4) 家庭的保育事業等を行う事業所 横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例(平成26年9月横浜市条例第47号)(居宅訪問型保育事業に係るものを除く。)

(準用)

第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。

第3章 雑則

(電磁的記録)

第27条 乳児等通園支援事業者は、記録、作成その他これらに類する行為のうち、この条例において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

(委任)

第28条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

横 浜 市 条 例 第 2 号

横 浜 市 一 時 保 護 施 設 の 設 備 及 び 運 営 の 基 準 に 関 す る 条 例

目 次

第 1 章 総 則 (第 1 条 — 第 4 条)

第 2 章 設 備 及 び 運 営 に 関 す る 基 準 (第 5 条 — 第 36 条)

第 3 章 雑 則 (第 37 条 ・ 第 38 条)

附 則

第 1 章 総 則

(趣 旨)

第 1 条 この 条 例 は、 児 童 福 祉 法 (昭 和 22 年 法 律 第 164 号。 以 下 「 法 」 と い う。) 第 12 条 の 4 第 2 項 の 規 定 に 基 づ き、 一 時 保 護 施 設 (都 道 府 県 が 設 置 す る も の を 除 く。 以 下 同 じ。) の 設 備 及 び 運 営 に 関 す る 基 準 (第 3 条 及 び 第 4 条 に お い て 「 最 低 基 準 」 と い う。) を 定 め る も の と す る。

(定 義)

第 2 条 この 条 例 に お け る 用 語 の 意 義 は、 法 の 例 に よ る。

(最 低 基 準 の 目 的)

第 3 条 最 低 基 準 は、 一 時 保 護 施 設 に 入 所 し て い る 児 童 が、 明 る く 衛 生 的 な 環 境 に お い て、 素 養 が あ り、 か つ、 適 切 な 訓 練 を 受 け た 職 員 (児 童 相 談 所 長 及 び 一 時 保 護 施 設 の 管 理 者 を 含 む。 以 下 同 じ。) の 支 援 に よ り、 心 身 と も に 健 や か に し て、 安 全 な 生 活 を 送 る こ と を 目 的 と す る。

(最 低 基 準 の 向 上)

第 4 条 市 長 は、 最 低 基 準 を 常 に 向 上 さ せ る よ う 努 め る も の と す る。

2 一 時 保 護 施 設 は、 最 低 基 準 を 超 え て、 常 に そ の 設 備 及 び 運 営 を 向 上 さ せ な け れ ば な ら ない。

3 最 低 基 準 を 超 え て、 設 備 を 有 し、 又 は 運 営 を し て い る 一 時 保 護 施 設 に お い て は、 最 低 基 準 を 理 由 と し て そ の 設 備 又 は 運 営 を 低 下 さ せ て は な ら ない。

第 2 章 設 備 及 び 運 営 に 関 す る 基 準

(一 時 保 護 施 設 の 一 般 原 則)

第 5 条 一 時 保 護 施 設 に は、 法 第 33 条 第 1 項 又 は 第 2 項 に 規 定 す る 一 時 保 護 の 目 的 を 達 成 す る た め に 必 要 な 設 備 を 設 け な け れ ば な ら ない。

2 一 時 保 護 施 設 の 構 造 設 備 は、 採 光、 換 気 そ の 他 の 入 所 し て い る 児 童 の 保 健 衛 生 及 び 児 童 に 対 す る 危 害 防 止 に 十 分 な 考 慮 を 払 っ て 設 け ら れ な け れ ば な ら ない。

3 一 時 保 護 施 設 に お い て は、 入 所 し て い る 児 童 の 権 利 に 十 分 配 慮 す る と と も に、 一 人 一 人 の 人 格 を 尊 重 し て、 そ の 運 営 を 行 わ な け

ればならない。

4 一時保護施設の運営に当たっては、児童の保護者及び地域社会に対し、当該一時保護施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

5 一時保護施設においては、自らその行う業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(非常災害の対策)

第6条 一時保護施設においては、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、これを踏まえた不断の注意及び訓練をするよう努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第7条 一時保護施設においては、児童の安全の確保を図るため、当該一時保護施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた一時保護施設での生活その他の日常生活における安全に関する教育、職員の研修及び訓練その他一時保護施設における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 一時保護施設においては、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 一時保護施設においては、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じてその変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第8条 一時保護施設においては、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。

(入所した児童を平等に取り扱う原則)

第9条 一時保護施設においては、入所している児童の国籍、信条、社会的身分等によって、差別的な取扱いをしてはならない。

(児童の権利擁護)

第10条 市長又は児童相談所長は、一時保護施設において一時保護を行うに当たっては、児童に対し、児童の権利、児童の権利を擁護する仕組み、一時保護を行う理由その他必要な事項について、

年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じた説明を行わなければならない。

- 2 一時保護施設においては、入所した児童に対し、その意見又は意向（法第33条の3の3に規定する意見聴取等措置において表明された意見又は意向を含む。第18条第2項において同じ。）を尊重した支援を行わなければならない。

（児童の権利の制限）

- 第11条 一時保護施設においては、正当な理由がなく、児童の権利を制限してはならない。

- 2 一時保護施設において、前項の正当な理由がある場合で、やむを得ず児童の権利を制限するときは、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得るよう努めなければならない。

（児童の行動の制限）

- 第12条 一時保護施設においては、施錠等により児童の行動を制限してはならない。

（児童の所持品等）

- 第13条 一時保護施設においては、合理的な理由がなく、児童の所持する物の持込みを禁止してはならない。

- 2 一時保護施設において、前項の合理的な理由がある場合で、やむを得ず児童の所持する物の持込みを禁止するときは、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得た上でこれを行うよう努めなければならない。

- 3 一時保護施設において、児童の所持する物を保管する場合は、紛失、盗難、き損等が生じないように、適切な設備に保管しなければならない。

（虐待等の禁止）

- 第14条 一時保護施設の職員は、入所中の児童に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（業務継続計画の策定等）

- 第15条 一時保護施設においては、感染症、非常災害等の発生時において、入所している児童に対する支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 一時保護施設においては、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

- 3 一時保護施設においては、定期的に業務継続計画の見直しを行

い、必要に応じてその変更を行うよう努めるものとする。

(設備の基準)

第16条 一時保護施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 児童の居室、学習等を行う室、屋内運動場（一時保護施設の付近にある屋内運動場に代わるべき場所を含む。第8号及び第29条第2項において同じ。）又は屋外運動場（一時保護施設の付近にある屋外運動場に代わるべき場所を含む。第8号及び第29条第2項において同じ。）、相談室、食堂（ユニット（居室、居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備、浴室及び便所により一体的に構成される場所であって、その利用定員がおおむね6人以下であるものをいう。以下この条並びに第20条第1項及び第2項において同じ。）を整備し、各ユニットにおいて食事を提供する場合を除く。）、調理室、浴室及び便所を設けること。
- (2) 児童ができる限り良好な家庭的環境において安全にかつ安心して暮らすことができるよう、ユニットを整備するよう努めること。
- (3) 児童の居室は、児童が穏やかに過ごすことができ、安心して暮らすことができる環境を整えること。
- (4) 児童の居室の1室の定員は4人以下とし、その面積は1人につき4.95平方メートル以上とすること。ただし、乳児又は幼児のみの居室の1室の定員は6人以下とし、その面積は1人につき3.3平方メートル以上とすること。
- (5) 前号の規定にかかわらず、少年の居室の1室の定員は1人とするよう努めるとともに、その面積は8平方メートル以上とするよう努めること。
- (6) 前号の規定にかかわらず、少年の福祉のために必要があるときは、複数の児童で同一の居室を利用できるように、複数の児童での利用が可能な居室を設けること。
- (7) 入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にすること。
- (8) 学習等を行う室及び屋内運動場又は屋外運動場は、児童の数に応じた必要な面積を有すること。
- (9) 浴室及び便所は、男子用と女子用とを別にすること。ただし、少数の児童を対象として設けるときは、この限りでない。
- (10) 居室、浴室及び便所を設けるに当たっては、入所する児童の年齢、性別、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和5年法律第68号）第2条第1項に規定する性的指向及び同条第2項に規定するジェンダーアイデンティティ等に配慮すること。

(11) 児童30人以上を入所させる一時保護施設には、医務室及び静養室を設けること。

(12) 児童の生活の場は、児童のプライバシーの保護に十分に配慮した環境を整えること。

(職員の一般的要件)

第17条 一時保護施設に入所している児童の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性及び倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実務について訓練を受けたものでなければならない。

(職員の知識及び技能の向上等)

第18条 一時保護施設の職員は、常に自己研鑽^{さん}に励み、法第33条第1項又は第2項に規定する一時保護の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 市長は、一時保護施設の職員に対し、その資質の向上のために、一時保護施設に入所している児童の権利の擁護、児童の意見又は意向を尊重した支援の実施、第14条に規定する行為の防止その他必要な事項に関する研修の機会を確保しなければならない。

(職員)

第19条 一時保護施設には、児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。次項及び第22条において同じ。）、嘱託医、看護師、保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項の国家戦略特別区域限定保育士を含む。次項において同じ。）、心理療法担当職員、個別対応職員、学習指導員、栄養士又は管理栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、児童10人以下を入所させる一時保護施設にあっては個別対応職員を、学習指導を委託する一時保護施設にあっては学習指導員を、児童40人以下を入所させる一時保護施設にあっては栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

2 児童指導員及び保育士の総数は、通じて、満2歳に満たない幼児おおむね1.6人につき1人以上、満2歳以上満3歳に満たない幼児おおむね2人につき1人以上、満3歳以上の児童おおむね3人につき1人以上とする。

3 心理療法担当職員の数は、児童おおむね10人につき1人以上とする。

4 学習指導員の数は、児童の数に応じた適切な数を置くよう努めなければならない。

(夜間の職員配置)

第20条 一時保護施設（ユニットを整備していないものに限る。）には、夜間において職員2人以上を置かなければならない。

2 一時保護施設（前項に規定するものを除く。）には、夜間においてユニットごとに職員1人以上を置かなければならない。ただし、夜間に置く職員全体の数は、2人を下ることはできない。

3 一時保護施設において児童相談所の開庁時間以外の時間における法第25条第1項の規定による通告に係る対応を行う場合には、一時保護施設には、夜間において、前2項に規定する職員とは別に当該対応のために必要な職員を置くよう努めなければならない。

（管理者等）

第21条 一時保護施設には、人格が高潔で識見が高く、一時保護施設を適切に運営する能力を有する者を管理者として置かなければならない。

2 一時保護施設には、職員の指導及び教育を行う指導教育担当職員を置かなければならない。

3 指導教育担当職員は、一時保護施設における業務又は児童相談所における児童の福祉に係る相談援助業務（法第13条第3項第3号に規定する相談援助業務をいう。）に通算しておおむね5年以上従事した経験を有する者でなければならない。

4 一時保護施設の管理者及び指導教育担当職員は、2年に1回以上、一時保護施設の運営に関する必要な知識の習得及びその資質の向上のための一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令和6年内閣府令第27号）の規定によりこども家庭庁長官が指定する者が行う研修又はこれに準ずる研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

（児童指導員の資格）

第22条 児童指導員は、次のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）

(2) 社会福祉士の資格を有する者

(3) 精神保健福祉士の資格を有する者

(4) 学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。次号及び次条において同じ。）において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

(5) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入

学を認められた者

- (6) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (7) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (8) 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの
- (9) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者であって、市長が適当と認められたもの
- (10) 3年以上児童福祉事業に従事した者であって、市長が適当と認められたもの

（心理療法担当職員の資格）

第23条 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学若しくは大学院において、心理学を専修し、若しくは専攻する学科、研究科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

（学習指導員の資格）

第24条 学習指導員は、教育職員免許法に規定する小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者でなければならない。

2 学齢児童及び学齢生徒（それぞれ学校教育法第18条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。）を入所させる一時保護施設であって学習指導員を2人以上置くものにおいては、教育職員免許法に規定する小学校の教諭の免許状を有する学習指導員及び同法に規定する中学校の教諭の免許状を有する学習指導員をそれぞれ1人以上置くよう努めなければならない。

（他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第25条 一時保護施設は、他の社会福祉施設と併せて設置されるときは、必要に応じ当該一時保護施設の設備及び職員の一部を当該社会福祉施設の設備及び職員と兼ねさせることができる。

2 前項の規定は、入所している児童の居室及び一時保護施設に特

有の設備並びに入所している児童の保護に直接従事する職員については、適用しない。

(衛生管理等)

第26条 一時保護施設に入所している児童の使用する設備、食器等及び飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 一時保護施設においては、感染症及び食中毒が発生し、及びまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 一時保護施設においては、入所している児童の希望等を勘案し、身体の清潔を維持することができるよう、適切に入所している児童を入浴させ、又は清しきしなければならない。

4 一時保護施設においては、入所している児童に対し清潔な衣服を提供しなければならない。なお、下着は児童の所持する物を使用させ、又は未使用のものを提供しなければならない。

5 一時保護施設には、必要な医薬品その他の医療品を備え、とともに、その管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第27条 一時保護施設に入所している児童に食事を提供するときは、当該一時保護施設内で調理する方法(第25条第1項の規定により、当該一時保護施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。)により行わなければならない。

2 一時保護施設に入所している児童に食事を提供するときは、その献立は、できる限り変化に富み、入所している児童の健全な発育に必要な栄養量を含めるものでなければならない。

3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所している児童の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。ただし、少数の児童を対象として家庭的な環境の下で調理するときは、この限りでない。

5 一時保護施設においては、児童の健康な生活の基本としての食事を営む力の育成に努めなければならない。

(入所した児童及び職員の健康状態の把握等)

第28条 児童相談所長は、入所した児童の健康状態を把握するため、当該児童の状況等に応じ、医師又は歯科医師による診察その他の必要な措置を講じなければならない。

2 前項の措置の実施により児童の健康状態を把握した医師又は歯

科医師は、その結果に関し必要な事項を入所した児童の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ一時保護の解除及び医療上の措置等必要な手続をとることを、児童相談所長又は市長に勧告しなければならない。

- 3 一時保護施設の職員の健康状態の把握に当たっては、特に入所している児童の食事を調理する者について綿密な注意を払わなければならない。

(養護)

第29条 一時保護施設における養護は、児童に対して安定した生活環境を整えるとともに、生活支援及び教育を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長を支援することを目的として行わなければならない。

- 2 学習等を行う室、屋内運動場、屋外運動場等における活動は、それらの面積及び利用する児童の数を勘案して、児童の安全が確保されたものでなければならない。

(教育)

第30条 一時保護施設における教育は、児童がその適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等の支援により行わなければならない。

- 2 一時保護施設は、学校教育法第1条に規定する学校(幼稚園を除く。)に在籍している児童が適切な教育を受けられるよう、当該児童の希望を尊重しつつ、その置かれている環境その他の事情を勘案し、通学及び進学への支援その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(生活支援及び親子関係再構築支援等)

第31条 一時保護施設における生活支援は、児童の自主性を尊重しつつ、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養うことができるように行わなければならない。

- 2 一時保護施設は、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるよう、必要な支援等を行わなければならない。

- 3 一時保護施設は、児童が適切な支援を受けられるよう、一時保護の解除後も当該解除を行った児童相談所に必要な協力をするよう努めなければならない。

(関係機関との連携)

第32条 児童相談所長は、児童の通学する学校及び必要に応じ警察、医療機関その他の関係機関と密接に連携して児童の支援に当たらなければならない。

(管理規程)

第33条 一時保護施設においては、次に掲げる事項のうち必要な事項についての規程を設けなければならない。

- (1) 入所する児童の支援に関する事項
- (2) その他施設の管理についての重要事項
(帳簿)

第34条 一時保護施設には、入所している児童の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第35条 一時保護施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 市長は、一時保護施設の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第36条 市長は、一時保護施設に入所している児童又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 市長は、前項の必要な措置として苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たって当該一時保護施設の職員以外の者を関与させなければならない。

第3章 雑則

(電磁的記録)

第37条 一時保護施設においては、記録、作成その他これらに類する行為のうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

(委任)

第38条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和6年4月1日前から存する一時保護施設（建築中のものを含み、同日以後に全面的に改築されたものを除く。）に係る設備

- については、第16条の規定は適用せず、横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第60号。次項において「児童福祉施設基準条例」という。）第55条の規定を準用する。
- 3 一時保護施設の職員の確保の状況その他の事由により、一時保護施設の職員の数及び夜間の職員の配置について第19条及び第20条の規定により難しいときは、当該一時保護施設については、令和8年3月31日までの間、これらの規定を適用しないことができる。この場合における一時保護施設の職員の数及び夜間の職員の配置については、児童福祉施設基準条例第56条及び第62条の規定を準用する。
- 4 令和8年3月31日までの間は、第21条第3項の規定にかかわらず、児童福祉司であって一時保護施設の職員の指導及び教育を行うために必要な知識及び経験を有するものとして児童相談所長が適当と認めた者を、指導教育担当職員として置くことができる。
- 5 令和7年3月31日までにおける第19条第1項の規定の適用については、同項中「栄養士又は管理栄養士」とあるのは、「栄養士」とする。

横浜市条例第3号

横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例
等の一部を改正する条例

(横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部改正)

第1条 横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例(昭和31年12月横浜市条例第48号)の一部を次のように改正する。

第2条の2第3号及び第4号並びに第2条の3第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(横浜市退職手当条例の一部改正)

第2条 横浜市退職手当条例(昭和24年8月横浜市条例第40号)の一部を次のように改正する。

第11条の5第1項第1号及び第5項第2号、第11条の6の見出し及び同条第1項第1号、第11条の7第1項第1号並びに第11条の9第4項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(横浜市退職年金及び退職一時金に関する条例の一部改正)

第3条 横浜市退職年金及び退職一時金に関する条例(昭和24年8月横浜市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第5条中「各号の一」を「いずれか」に改め、同条第2号中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改め、同条第4号中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第12条第3号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第17条中「各号の一」を「いずれか」に改め、同条第2号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第21条第1項中「各号の一」を「いずれか」に改め、同項第2号本文中「禁錮」を「拘禁刑」に、「終り」を「終わり」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に、「言い渡し」を「言渡し」に、「取り消し」を「取消し」に、「終り」を「終わり」に改める。

(横浜市中心卸売市場条例の一部改正)

第4条 横浜市中心卸売市場条例(令和元年12月横浜市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第9条第5項第5号イ、第20条第4項第2号、第26条第5項第4号イ及び第37条第4項第2号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

。

(横浜市生活環境の保全等に関する条例の一部改正)

第5条 横浜市生活環境の保全等に関する条例(平成14年12月横浜市条例第58号)の一部を次のように改正する。

第159条から第161条の2までの規定中「懲役」を「拘禁刑」

に改める。

(横浜市斜面地における地下室建築物の建築及び開発の制限等に関する条例の一部改正)

第6条 横浜市斜面地における地下室建築物の建築及び開発の制限等に関する条例(平成16年3月横浜市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第13条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(横浜市開発事業の調整等に関する条例の一部改正)

第7条 横浜市開発事業の調整等に関する条例(平成16年3月横浜市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第42条第1項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(横浜市屋外広告物条例の一部改正)

第8条 横浜市屋外広告物条例(平成23年3月横浜市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第54条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(横浜市消防表彰条例の一部改正)

第9条 横浜市消防表彰条例(昭和23年10月横浜市条例第58号)の一部を次のように改正する。

第5条中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(横浜市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第10条 横浜市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(昭和26年12月横浜市条例第65号)の一部を次のように改正する。

第4条中「各号の一」を「いずれか」に改め、同条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第5条中「各号の一」を「いずれか」に改め、同条第4号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(横浜市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第11条 横浜市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(昭和39年6月横浜市条例第86号)の一部を次のように改正する。

第6条中「各号の一」を「いずれか」に改め、同条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第4号中「前各号」を「前3号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例

による。

- 3 この条例の施行後にした行為に対して、横浜市生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例（平成31年2月横浜市条例第9号）附則第5項の規定によりなお従前の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑のうち刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号）第12条に規定する懲役（有期のものに限る。）は、長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

（横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 4 刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例（次項において「刑法等一部改正法等」という。）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。次項において同じ。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第1条の規定による改正後の横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例第2条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（横浜市退職手当条例の一部改正に伴う経過措置）

- 5 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑が定められている罪につき起訴をされた者は、第2条の規定による改正後の横浜市退職手当条例第11条の5第1項及び第5項、第11条の6第1項（第1号に係る部分に限る。）、第11条の7第1項（第1号に係る部分に限る。）並びに第11条の9第4項並びに横浜市退職手当条例第11条の9第3項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

横 浜 市 条 例 第 4 号

特 定 非 営 利 活 動 促 進 法 施 行 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

特 定 非 営 利 活 動 促 進 法 施 行 条 例 （ 平 成 24 年 2 月 横 浜 市 条 例 第 2 号
） の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る 。

目 次 中 「 第 32 条 」 を 「 第 31 条 の 2 」 に 改 め る 。

第 4 章 中 第 32 条 の 前 に 次 の 1 条 を 加 え る 。

（ 情 報 通 信 技 術 を 利 用 す る 方 法 に よ る 手 続 ）

第 31 条 の 2 法 第 74 条 の 規 定 に よ り 読 み 替 え て 適 用 す る 情 報 通 信 技
術 を 活 用 し た 行 政 の 推 進 等 に 関 す る 法 律 （ 平 成 14 年 法 律 第 151 号
） 第 6 条 か ら 第 8 条 ま で の 規 定 に 基 づ き 、 法 第 74 条 に 規 定 す る 手
続 を 電 子 情 報 処 理 組 織 （ 市 長 の 使 用 に 係 る 電 子 計 算 機 （ 入 出 力 装
置 を 含 む 。 以 下 同 じ 。 ） と そ の 手 続 の 相 手 方 の 使 用 に 係 る 電 子 計
算 機 と を 電 気 通 信 回 線 で 接 続 し た 電 子 情 報 処 理 組 織 を い う 。 以 下
同 じ 。 ） を 使 用 す る 方 法 そ の 他 の 情 報 通 信 技 術 を 利 用 す る 方 法 に
よ り 行 う 場 合 に つ い て 必 要 な 事 項 は 、 規 則 で 定 め る 。

2 第 4 条 第 2 項 、 第 16 条 各 項 、 第 18 条 及 び 第 24 条 の 規 定 に よ る 書
類 の 提 出 に つ い て は 、 こ れ ら の 規 定 に か か わ ら ず 、 電 子 情 報 処 理
組 織 を 使 用 す る 方 法 で あ っ て 規 則 で 定 め る も の を も っ て 行 う こ と
が で き る 。

附 則

こ の 条 例 は 、 令 和 7 年 5 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

横 浜 市 条 例 第 5 号

地 方 税 法 第 314 条 の 7 第 1 項 第 4 号 に 掲 げ る 寄 附 金 を 受
け 入 れ る 特 定 非 営 利 活 動 法 人 を 指 定 す る た め の 基 準 、 手
続 等 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

地 方 税 法 第 314 条 の 7 第 1 項 第 4 号 に 掲 げ る 寄 附 金 を 受 け 入 れ る
特 定 非 営 利 活 動 法 人 を 指 定 す る た め の 基 準 、 手 続 等 に 関 す る 条 例 (
平 成 24 年 6 月 横 浜 市 条 例 第 32 号) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

第 6 条 第 1 号 ウ 中 「 禁 錮 」 を 「 拘 禁 刑 」 に 改 め る 。

第 19 条 第 2 項 第 5 号 中 「 第 12 条 第 2 項 」 を 「 第 2 項 」 に 改 め る 。

第 22 条 を 第 23 条 と し 、 第 21 条 の 次 に 次 の 1 条 を 加 え る 。

(電 磁 的 記 録 に よ る 閲 覧 等)

第 22 条 第 4 条 第 1 項 第 6 号 (第 9 条 第 3 項 及 び 第 15 条 第 4 項 に お
い て 準 用 す る 場 合 を 含 む 。) 、 第 10 条 第 3 項 及 び 第 4 項 並 び に 第
12 条 第 7 項 及 び 第 8 項 の 規 定 に よ る 書 類 の 閲 覧 に つ い て は 、 こ れ
ら の 規 定 に か か わ ら ず 、 規 則 で 定 め る と こ ろ に よ り 、 当 該 書 類 に
係 る 電 磁 的 記 録 (電 子 的 方 式 、 磁 気 的 方 式 そ の 他 人 の 知 覚 に よ っ
て は 認 識 す る こ と が で き な い 方 式 で 作 ら れ る 記 録 で あ っ て 、 電 子
計 算 機 に よ る 情 報 処 理 の 用 に 供 さ れ る も の を い う 。 以 下 同 じ 。)
に 記 録 さ れ て い る 事 項 又 は 当 該 事 項 を 記 載 し た 書 類 に よ り 行 う こ
と が で き る 。

2 第 12 条 第 1 項 (第 15 条 第 4 項 に お い て 準 用 す る 場 合 を 含 む 。)
及 び 第 2 項 か ら 第 4 項 ま で の 規 定 に よ る 書 類 の 備 置 き に つ い て は
、 こ れ ら の 規 定 に か か わ ら ず 、 規 則 で 定 め る と こ ろ に よ り 、 当 該
書 類 に 係 る 電 磁 的 記 録 に よ り 行 う こ と が で き る 。

3 第 12 条 第 2 項 及 び 第 4 項 の 規 定 に よ る 書 類 の 作 成 に つ い て は 、
こ れ ら の 規 定 に か か わ ら ず 、 規 則 で 定 め る と こ ろ に よ り 、 当 該 書
類 に 係 る 電 磁 的 記 録 に よ り 行 う こ と が で き る 。

附 則

こ の 条 例 は 、 令 和 7 年 5 月 1 日 か ら 施 行 す る 。 た だ し 、 第 6 条 第
1 号 ウ の 改 正 規 定 は 、 同 年 6 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

横 浜 市 条 例 第 6 号

横 浜 市 企 業 立 地 等 促 進 特 定 地 域 等 に お け る 支 援 措 置 に 関
す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

横 浜 市 企 業 立 地 等 促 進 特 定 地 域 等 に お け る 支 援 措 置 に 関 す る 条 例
(平 成 30 年 3 月 横 浜 市 条 例 第 5 号) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

第 2 条 第 18 号 中 「 で 、 そ の 額 は 」 を 「 の 額 (」 に 、 「) に 限 る 」
を 「) を い う 。) そ の 他 こ れ に 準 ず る も の と し て 規 則 で 定 め る 額 と
す る 」 に 改 め る 。

附 則

(施 行 期 日)

1 こ の 条 例 は 、 令 和 7 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

(経 過 措 置)

2 こ の 条 例 に よ る 改 正 後 の 横 浜 市 企 業 立 地 等 促 進 特 定 地 域 等 に お
け る 支 援 措 置 に 関 す る 条 例 の 規 定 は 、 こ の 条 例 の 施 行 の 日 以 後 の
横 浜 市 企 業 立 地 等 促 進 特 定 地 域 等 に お け る 支 援 措 置 に 関 す る 条 例
第 3 条 の 規 定 に よ る 企 業 立 地 等 事 業 計 画 の 認 定 並 び に 第 13 条 第 1
項 の 規 定 に よ る 審 査 及 び 確 定 並 び に 同 条 第 2 項 の 規 定 に よ る 審 査
及 び 変 更 に 係 る 投 下 資 本 額 に つ い て 適 用 す る 。

横 浜 市 条 例 第 7 号

横 浜 市 子 ども ・ 子 育 て 会 議 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

横 浜 市 子 ども ・ 子 育 て 会 議 条 例 （ 平 成 25 年 3 月 横 浜 市 条 例 第 18 号 ） の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る 。

第 2 条 第 2 項 中 「 市 町 村 子 ども ・ 子 育 て 支 援 事 業 計 画 は 」 を 「 市 町 村 子 ども ・ 子 育 て 支 援 事 業 計 画 に つ い て 」 に 改 め 、 「 基 づ く 市 町 村 行 動 計 画 」 の 次 に 「 、 子 ども ・ 若 者 育 成 支 援 推 進 法 （ 平 成 21 年 法 律 第 71 号 ） 第 9 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ く 市 町 村 子 ども ・ 若 者 計 画 及 び こ ども 基 本 法 （ 令 和 4 年 法 律 第 77 号 ） 第 10 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ く 市 町 村 こ ども 計 画 （ 以 下 「 市 町 村 行 動 計 画 等 」 と い う 。 ） 」 を 加 え 、 「 は 、 当 該 市 町 村 行 動 計 画 の 策 定 及 び 当 該 市 町 村 行 動 計 画 の 」 を 「 に お い て 、 市 町 村 行 動 計 画 等 の 策 定 及 び 」 に 改 め る 。

附 則

こ の 条 例 は 、 令 和 7 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

横 浜 市 条 例 第 8 号

横 浜 市 幼 保 連 携 型 認 定 こ ど も 園 の 学 級 の 編 制 、 職 員 、 設
備 及 び 運 営 の 基 準 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

横 浜 市 幼 保 連 携 型 認 定 こ ど も 園 の 学 級 の 編 制 、 職 員 、 設 備 及 び 運
営 の 基 準 に 関 す る 条 例 （ 平 成 26 年 9 月 横 浜 市 条 例 第 46 号 ） の 一 部 を
次 の よ う に 改 正 す る 。

附 則 第 4 項 中 「 10 年 間 」 を 「 12 年 間 」 に 改 め る 。

附 則

こ の 条 例 は 、 公 布 の 日 か ら 施 行 す る 。

横浜市条例第9号

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例
等の一部を改正する条例

(横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第1条 横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年12月横浜市条例第60号)の一部を次のように改正する。

第16条中「乳児院」の次に「、母子生活支援施設」を加える。

第27条第1項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

。

第28条第1項第4号ア中「第13条第3項第2号」を「第13条第3項第3号」に改める。

第43条第2号、第56条第1項、第65条第1項、第4項ただし書及び第11項ただし書、第84条第1項、第96条第1項並びに第102条第1項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例の一部改正)

第2条 横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例(平成24年12月横浜市条例第61号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項ただし書及び第3号並びに第7項ただし書中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(横浜市指定障害児入所施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例の一部改正)

第3条 横浜市指定障害児入所施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例(平成24年12月横浜市条例第62号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項ただし書及び第4号並びに第4項ただし書中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(横浜市認定こども園の要件を定める条例の一部改正)

第4条 横浜市認定こども園の要件を定める条例(平成27年2月横浜市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第3条第6号オ(イ)b中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例の一部改正)

第5条 横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例(平成26年9月横浜市条例第47号)の一部を次のように改正する。

第16条第1項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を

加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第1条中横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第16条及び第28条第1項第4号アの改正規定は、公布の日から施行する。

横浜市条例第10号

横浜市墓地及び納骨堂に関する条例の一部を改正する条例

横浜市墓地及び納骨堂に関する条例（平成5年3月横浜市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「合葬式慰霊碑型納骨施設を」の次に「、舞岡しぜん墓園に芝生型納骨施設、合葬式樹木型納骨施設、合葬式樹林型納骨施設及び合葬式慰霊碑型納骨施設を」を加え、同条第3項中「日野こもれび納骨堂」を「舞岡しぜん墓園及び日野こもれび納骨堂」に改める。

第5条の2第1項中「メモリアルグリーン」の次に「、舞岡しぜん墓園（駐車場を除く。）」を加える。

第9条中「合葬式慰霊碑型納骨施設」を「合葬式樹林型納骨施設」に改める。

第14条第1項中「満了したとき」の次に「（次条に規定する場合を除く。）」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（合同埋蔵）

第14条の2 合葬式慰霊碑型納骨施設若しくは日野こもれび納骨堂の合葬式納骨施設に係る使用許可期間が満了したとき、又は自動搬送式納骨施設の使用者が使用許可期間の満了日までに焼骨を合同埋蔵することを希望する旨の申出をした場合において当該使用許可期間が満了したとき（管理料に未納がないときに限る。）は、市長は、当該施設に収蔵された焼骨を合同埋蔵することができる。

第21条の2第1項中「日野こもれび納骨堂」を「舞岡しぜん墓園又は日野こもれび納骨堂」に改める。

別表第1中

「

メモリアルグリーン

」

を

「

メモリアルグリーン

舞岡しぜん墓園

」

に改める。

別表第2中

芝 生 型 納 骨 施 設	1 区画につき 永年	900,000円
	1 区画につき 30年間	450,000円
合 葬 式 樹 木 型 納 骨 施 設	1 体につき 永年	140,000円
合 葬 式 慰 霊 碑 型 納 骨 施 設	1 体につき 30年間	60,000円

を

芝生型納骨施設	メモリアルグリーン	1 区画につき 永年	900,000円	
		1 区画につき 30年間	450,000円	
	舞岡しぜん墓園	1 区画につき 永年	980,000円	
		1 区画につき 30年間	490,000円	
合葬式樹木型納骨施設	メモリアルグリーン	1 体につき 永年	140,000円	
	舞岡しぜん墓園		220,000円	
合葬式慰霊碑型納骨施設	メモリアルグリーン	1 体につき 30年間	60,000円	
	舞岡しぜん墓園	1 体につき 30年間	市長が定める容器に納めた焼骨	140,000円
			市長が定める容器に納めた粉状焼骨	90,000円
合 葬 式 樹 林 型 納 骨 施 設		1 体につき 永年	100,000円	

に改める。

別表第3中

芝 生 型 納 骨 施 設	1 区画につき 1年間	8,370円
合 葬 式 樹 木 型 納 骨 施 設	1 体につき 永年	62,850円

合葬式慰霊碑型納骨施設	1体につき	30年間	31,420円
-------------	-------	------	---------

を
「

芝生型納骨施設	メモリアルグリーン	1区画につき	1年間	8,370円
	舞岡しぜん墓園			11,000円
合葬式樹木型納骨施設	メモリアルグリーン	1体につき	永年	62,850円
	舞岡しぜん墓園			66,000円
合葬式慰霊碑型納骨施設	メモリアルグリーン	1体につき	30年間	31,420円
	舞岡しぜん墓園			66,000円
合葬式樹林型納骨施設		1体につき	永年	66,000円

に改める。

別表第4中

「メモリアルグリーン」を

「メモリアルグリーン
舞岡しぜん墓園」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の横浜市墓地及び納骨堂に関する条例の規定に基づく舞岡しぜん墓園を供用するために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(横浜市墓地運営等基金条例の一部改正)

- 3 横浜市墓地運営等基金条例(平成18年3月横浜市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第1条中「メモリアルグリーン」の次に「、舞岡しぜん墓園」を加え、「並びに横浜市が戸塚区において新たに整備する墓地」を削る。

横 浜 市 条 例 第 11 号

横 浜 市 福 祉 の ま ち づ ぐ り 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

横 浜 市 福 祉 の ま ち づ ぐ り 条 例 （ 平 成 24 年 12 月 横 浜 市 条 例 第 90 号 ）
の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

第 22 条 中 「 の 部 分 」 の 次 に 「 （ 第 2 号 、 第 4 号 又 は 第 6 号 の 経 路
が 2 以 上 あ る 場 合 に あ っ て は 、 い ず れ か 一 の 経 路 に 係 る 部 分 ） 」 を
加 え 、 同 条 第 2 号 中 「 1 以 上 の 経 路 」 を 「 経 路 （ 当 該 利 用 居 室 が 劇
場 等 の 客 席 で あ る 場 合 に あ っ て は 、 車 椅 子 使 用 者 用 経 路 を 含 む 。 ）
」 に 改 め 、 同 条 第 4 号 中 「 車 い す 使 用 者 用 便 房 」 を 「 車 椅 子 使 用 者
用 便 房 」 に 、 「 1 以 上 の 経 路 」 を 「 経 路 （ 当 該 利 用 居 室 が 劇 場 等 の
客 席 で あ る 場 合 に あ っ て は 、 車 椅 子 使 用 者 用 経 路 を 含 む 。 ） 」 に 改
め 、 同 条 第 6 号 中 「 車 い す 使 用 者 用 駐 車 施 設 」 を 「 車 椅 子 使 用 者 用
駐 車 施 設 」 に 、 「 1 以 上 の 経 路 」 を 「 経 路 （ 当 該 利 用 居 室 が 劇 場 等
の 客 席 で あ る 場 合 に あ っ て は 、 車 椅 子 使 用 者 用 経 路 を 含 む 。 ） 」 に
改 め る 。

附 則

（ 施 行 期 日 ）

- 1 この 条 例 は 、 令 和 7 年 6 月 1 日 か ら 施 行 す る 。 た だ し 、 第 22 条
第 4 号 の 改 正 規 定 （ 「 車 い す 使 用 者 用 便 房 」 を 「 車 椅 子 使 用 者 用
便 房 」 に 改 め る 部 分 に 限 る 。 ） 及 び 同 条 第 6 号 の 改 正 規 定 （ 「 車
い す 使 用 者 用 駐 車 施 設 」 を 「 車 椅 子 使 用 者 用 駐 車 施 設 」 に 改 め る
部 分 に 限 る 。 ） は 、 公 布 の 日 か ら 施 行 す る 。

（ 経 過 措 置 ）

- 2 この 条 例 に よ る 改 正 後 の 横 浜 市 福 祉 の ま ち づ ぐ り 条 例 第 22 条 （
第 2 号 、 第 4 号 及 び 第 6 号 に 係 る 部 分 に 限 る 。 ） の 規 定 は 、 こ の
条 例 の 施 行 の 日 以 後 に 着 手 す る 増 築 又 は 改 築 （ 用 途 の 変 更 を し て
特 別 特 定 建 築 物 （ 高 齢 者 、 障 害 者 等 の 移 動 等 の 円 滑 化 の 促 進 に 関
す る 法 律 （ 平 成 18 年 法 律 第 91 号 ） 第 2 条 第 19 号 に 規 定 す る 特 別 特
定 建 築 物 を い い 、 横 浜 市 福 祉 の ま ち づ ぐ り 条 例 第 19 条 に 規 定 す る
特 定 建 築 物 を 含 む 。 ） に す る こ と を 含 む 。 以 下 同 じ 。 ） に つ い て
適 用 し 、 同 日 前 に 着 手 し た 増 築 又 は 改 築 に つ い て は 、 な お 従 前 の
例 に よ る 。

横 浜 市 条 例 第 12 号

横 浜 市 地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー に お け る 包 括 的 支 援 事 業 の
実 施 に 係 る 人 員 等 の 基 準 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る
条 例

横 浜 市 地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー に お け る 包 括 的 支 援 事 業 の 実 施 に 係
る 人 員 等 の 基 準 に 関 す る 条 例 (平 成 26 年 9 月 横 浜 市 条 例 第 50 号) の
一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る。

第 4 条 第 1 項 中 「 員 数 」 の 次 に 「 (地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 運 営 協
議 会 が 第 1 号 被 保 険 者 の 数 及 び 地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー の 運 営 の 状 況
を 勘 案 し て 必 要 で あ る と 認 め る と き は 、 常 勤 換 算 方 法 (当 該 地 域 包
括 支 援 セ ン タ ー の 職 員 の 勤 務 延 時 間 数 を 当 該 地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー
に お い て 常 勤 の 職 員 が 勤 務 す べ き 時 間 数 で 除 す る こ と に よ り 、 当 該
地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー の 職 員 の 員 数 を 常 勤 の 職 員 の 員 数 に 換 算 す る
方 法 を い う 。) に よ る こ と が で き る 。 次 項 に お い て 同 じ 。) 」 を 加
え 、 同 条 第 2 項 中 「 前 項 の 」 を 「 第 1 項 の 」 に 改 め 、 同 項 の 表 中 「
前 項 各 号 」 を 「 第 1 項 各 号 」 に 、 「 前 項 第 1 号 」 を 「 第 1 項 第 1 号
」 に 改 め 、 同 項 を 同 条 第 3 項 と し 、 同 条 第 1 項 の 次 に 次 の 1 項 を 加
え る。

2 前 項 の 規 定 に か か わ ら ず 、 地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 運 営 協 議 会 が
地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー の 効 果 的 な 運 営 に 資 す る と 認 め る と き は 、
複 数 の 地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー が 担 当 す る 区 域 を 一 の 区 域 と し て 、
当 該 区 域 内 の 第 1 号 被 保 険 者 の 数 に つ い て 、 お お む ね 3,000 人 以
上 6,000 人 未 満 ご と に 同 項 各 号 に 掲 げ る 常 勤 の 職 員 の 員 数 を 当 該
複 数 の 地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー に 配 置 す る こ と に よ り 、 当 該 区 域 内
の 一 の 地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー が そ れ ぞ れ 同 項 の 基 準 を 満 た す も の
と す る 。 こ の 場 合 に お い て 、 当 該 区 域 内 の 一 の 地 域 包 括 支 援 セ ン
タ ー に 置 く べ き 常 勤 の 職 員 の 員 数 の 基 準 は 、 同 項 各 号 に 掲 げ る 者
の う ち か ら 2 人 と す る。

附 則

こ の 条 例 は 、 令 和 7 年 3 月 31 日 か ら 施 行 す る。

横 浜 市 条 例 第 13 号

横 浜 市 総 合 保 健 医 療 セ ン タ ー 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

横 浜 市 総 合 保 健 医 療 セ ン タ ー 条 例 (平 成 4 年 3 月 横 浜 市 条 例 第 25 号) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

第 3 条 第 2 項 中 「 前 項 第 1 号 に 規 定 す る 診 療 所 の 病 床 数 並 び に 同 項 第 2 号 」 を 「 前 項 第 2 号 」 に 改 め る 。

第 9 条 第 1 号 ア 中 「 又 は 基 準 」 を 削 り 、 「 算 定 方 法 等 」 を 「 算 定 方 法 」 に 改 め 、 同 号 ア (イ) を 削 り 、 同 号 ア (ウ) を 同 号 ア (イ) と し 、 同 号 エ 及 び オ 中 「 算 定 方 法 等 」 を 「 算 定 方 法 」 に 改 め 、 同 条 第 3 号 中 「 診 療 所 、 」 を 削 る 。

附 則

こ の 条 例 は 、 令 和 8 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

横浜市条例第14号

横浜市生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例

(横浜市生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第1条 横浜市生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年12月横浜市条例第63号)の一部を次のように改正する。

第16条第1項第6号及び第25条第1項第6号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例の一部改正)

第2条 横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例(平成24年12月横浜市条例第64号)の一部を次のように改正する。

第88条第4項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(横浜市指定障害者支援施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例の一部改正)

第3条 横浜市指定障害者支援施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例(平成24年12月横浜市条例第65号)の一部を次のように改正する。

第38条第5項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(横浜市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第4条 横浜市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年12月横浜市条例第66号)の一部を次のように改正する。

第45条第4項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(横浜市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第5条 横浜市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年12月横浜市条例第69号)の一部を次のように改正する。

第30条第5項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(横浜市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第6条 横浜市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年12月横浜市条例第70号）の一部を次のように改正する。

第4条第11項及び第12項を削る。

（横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例の一部改正）

第7条 横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第76号）の一部を次のように改正する。

第135条第1項ただし書及び第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第10項中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

第172条第1項第1号、第2号及び第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

（横浜市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の一部改正）

第8条 横浜市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第78号）の一部を次のように改正する。

第117条第1項ただし書及び第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第10項中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

第156条第1項第1号、第2号及び第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

（横浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例の一部改正）

第9条 横浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例（平成24年12月横浜市条例第77号）の一部を次のように改正する。

第153条第13項中「事業所の生活相談員、栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

（横浜市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第10条 横浜市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第73号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項ただし書及び第6号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

（横浜市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第11条 横浜市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第74号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項ただし書及び第5号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第8項を削る。

第46条第1項ただし書及び第5号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第9項各号列記以外の部分及び第1号から第3号までの規定中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第12項中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

（横浜市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第12条 横浜市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第75号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項ただし書及び第4号並びに第10項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附則第12項ただし書中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第5号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附則第20項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

横浜市条例第15号

横浜市心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例

横浜市心身障害者扶養共済制度条例（昭和45年4月横浜市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第5条の3の次に次の1条を加える。

（加入等の申込みの撤回等）

第5条の4 市長は、次に掲げるときは、第5条第1項の規定による加入の申込み又は前条第1項の規定による口数追加の申込み（第1号において「加入等の申込み」という。）がなかったものとすることができる。

- (1) 加入等の申込みに係る承諾を得た日の属する月の末日までに、加入の申込みをした者から加入の申込みの撤回があったとき又は口数追加の申込みをした者から口数追加の申込みの撤回があったとき。
- (2) 前号の期日までに、加入の申込みをした者が初回の掛金を納付せず、又は口数追加の申込みをした者が初回の加算掛金を納付しないとき。

第6条第1項中「は、」の次に「第5条第1項の規定による加入の」を加え、「の翌月」を削り、同項ただし書及び同条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に、「他の」を「、他の」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「前条第2項」を「第5条の3第1項」に改め、「の翌月」を削り、同項ただし書を削り、同項を同条第3項とし、同条第5項中「第3項後段」を「第2項後段」に改め、同項を同条第4項とする。

第7条中「前条第4項」を「前条第3項」に、「第8条」を「次条第1項」に改める。

第8条第1項中「第6条第1項の規定により第1回」を「初回の」に改め、「の属する月の翌月の初日、又は同条第2項の規定により第1回掛金を納付した日の属する月の初日」を削り、「方法により」を「ところにより、」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前2項の規定にかかわらず、加入者が第6条第1項及び第3項の規定により納付すべき掛金を納付しないときは、市長は、前2項に規定する年金の額から当該納付すべき掛金の額の全部又は一部を差し引いた額を年金の額とすることができる。

第9条第1項中「前条」を「前条第1項及び第2項本文」に改める。

第10条第2号中「懲役または、禁固の刑」を「拘禁刑」に、「刑の」を「その」に改める。

第13条第3項中「第6条第3項後段」を「第6条第2項後段」に

改める。

第13条の2第2項中「加入者が」を削り、同条第4項中「加入者又は口数追加加入者が」を削り、同条第5項中「第6条第3項後段」を「第6条第2項後段」に改める。

第18条を次のように改める。

（加入者の年齢）

第18条 加入者の年齢については、年度（毎年4月1日から翌年3月31日までをいう。）の初日における年齢を当該年度中の年齢として取り扱う。

別表第2中「（第6条第1項及び第4項）」を「（第6条第1項及び第3項）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条第2号の改正規定は、令和7年6月1日から施行する。

横 浜 市 条 例 第 16 号

横 浜 市 改 良 住 宅 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

横 浜 市 改 良 住 宅 条 例 （ 昭 和 37 年 3 月 横 浜 市 条 例 第 7 号 ） の 一 部 を
次 の よう に 改 正 す る 。

別 表 の 1 の 表 中

「

中	村	町	住	宅	
中	村	町	南	住	宅

」

を

「

中	村	町	南	住	宅
---	---	---	---	---	---

」

に、

「

瀬	ヶ	崎	住	宅
南	三	双	住	宅
六	浦	住	宅	

」

を

「

南	三	双	住	宅
---	---	---	---	---

」

に 改 め る 。

附 則

こ の 条 例 は、 規 則 で 定 め る 日 か ら 施 行 す る 。

横 浜 市 条 例 第 17 号

横 浜 市 立 学 校 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

横 浜 市 立 学 校 条 例 （ 昭 和 39 年 3 月 横 浜 市 条 例 第 19 号 ） の 一 部 を 次
の よう に 改 正 す る 。

別 表 の 1 の 表 中

「
横浜市立日限山小学校 を
」

「
横浜市立ひぎり舞岡小学校 に、
」

「
横浜市立南戸塚小学校 を
横浜市立南舞岡小学校
」

「
横浜市立南戸塚小学校 に改める。
」

附 則

この 条 例 は、 令 和 8 年 4 月 1 日 から 施 行 す る 。

横 浜 市 条 例 第 18 号

横 浜 市 会 個 人 情 報 の 保 護 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る
条 例

横 浜 市 会 個 人 情 報 の 保 護 に 関 す る 条 例 (令 和 5 年 2 月 横 浜 市 条 例
第 6 号) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

第 2 条 第 10 項 中 「 第 2 条 第 8 項 」 を 「 第 2 条 第 9 項 」 に 改 め る 。

第 13 条 第 5 項 中 「 及 び 第 31 条 」 を 削 り 、 同 項 の 表 中 「 第 2 条 第 9
項 」 を 「 第 2 条 第 10 項 」 に 改 め る 。

第 18 条 第 2 項 第 1 号 ア 中 「 又 は 報 酬 、 」 を 「 若 し く は 報 酬 若 し く
は 」 に 、 「 そ の 他 」 を 「 又 は 」 に 改 め る 。

第 19 条 第 1 項 中 「 市 会 の 保 有 す る 」 を 削 る 。

附 則

こ の 条 例 は 、 令 和 7 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る 。